

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年10月 1 日
【会社名】	株式会社音通
【英訳名】	ONTSU Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村邦彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区本庄東一丁目 1 番10号
【電話番号】	06-6372-9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室室長 中川淳
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区本庄東一丁目 1 番10号
【電話番号】	06-6372-9100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室室長 中川淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

## 1【提出理由】

2024年10月1日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2024年10月1日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式の併合

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

#### 併合の割合

当社株式50,443,500株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2024年10月22日

効力発生日における発行可能株式総数

16株

#### 第2号議案 定款の一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は株式会社GENDA及び株式会社デジユニットのみとなり、基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年10月22日にその効力が発生するものいたします。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案 株式併合の件	1,621,262	10,096	0	(注)	可決 99.38
第2号議案 定款一部変更の件	1,621,314	10,044	0		可決 99.38

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。